

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 指宿市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.7%
全職員	58.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	96.1%
26～30年	96.4%
21～25年	94.9%
16～20年	94.0%
11～15年	86.0%
6～10年	91.9%
1～5年	77.9%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、女性職員に比べ、男性職員の方が扶養手当を受給している比率が高いことなどから、男女間の給与の差異の要因になっている。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職について、対象となる女性職員がいなかったため記載していない。
- ・勤続年数36年以上の職員について、対象となる女性職員が1名のため非公表としている。
- ・勤続年数が1～5年の職員については、国から管理職として出向している職員や学校指導主事、市立高等学校の教諭等が含まれており、それらの職種の比率に男性職員が多いことから、男女間の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。